

(例規 2 1)

陸幕人計第 5 0 9 号
2 8 . 8 . 3

各方面総監 殿

陸 上 幕 僚 長

予備自衛官及び即応予備自衛官の招集手続に係る自衛隊法施行令第 9 1 条第 3 項ただし書及び第 1 0 2 条の 5 第 4 項ただし書の規定の運用について (通達)

標記について、別添のとおり定められたので、平成 2 8 年 8 月 3 日から実施されたい。

添付書類：防人育 (事) 第 3 0 4 号 (2 8 . 8 . 3)

防人育（事）第304号
28.8.3

各幕僚長 殿

事務次官
(公印省略)

自衛隊法施行令第91条第3項ただし書及び第102条の5第4
項ただし書の規定の運用について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という。）第91条第3項ただし書及び第102条の5第4項ただし書の規定による招集命令書の交付については、以下のとおり行うこととする。

1 予備自衛官の場合（令第91条第3項ただし書関係）

- (1) 防衛大臣は、予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第33号。以下この項において「予備自招集訓令」という。）第4条の規定により、方面総監に対し、防衛招集命令等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第70条第1項各号に規定する防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令をいう。次号において同じ。）の実施を命ずるに当たり、予備自招集訓令第4条に規定する「その他防衛招集等に必要な事項」として、令第91条第3項ただし書に規定する「異議」の確認の実施を併せて命ずる。
- (2) 方面総監は、予備自招集訓令第6条の規定により、担当地方協力本部長（予備自招集訓令第2条第5号に規定する担当地方協力本部長をいう。以下この項において同じ。）に対し、防衛招集命令等の実施を命ずるに当たり、予備自招集訓令第6条に規定する「その他必要な事項」として、異議の確認の実施を併せて命ずる。
- (3) 担当地方協力本部長は、予備自招集訓令第7条の規定により招集すべき予備自衛官を決定するに当たり、事前に予備自衛官に対し、電話等により、防衛招集命令書等（自衛隊法第70条第1項各号に規定する防衛招集命令書、国民保護等招集命令書及び災害招集命令書をいう。次号において同じ。）の交付の5日後（防衛招集命令書にあっては10日後）より前に出頭することについての異議を確認する。
- (4) 前号により異議がない旨を回答した予備自衛官については、担当地方協力本部長は、当該予備自衛官が出頭することができる日時を確認した上で、予備自招集訓令第7条の規定により当該日時を出頭日時とする防衛招集命令書等を交付する（この場合の交付は担当地方協力本部長の命を受けた隊員からの手渡しによることとし、当該防衛招集命令書等の「出頭日時」の欄は交付する際に、当該隊員が記入する。）。

2 即応予備自衛官の場合（令第102条の5第4項ただし書関係）

- (1) 防衛大臣は、即応予備自衛官の招集手続に関する訓令（平成10年陸上自衛隊訓令第13号。以下この項において「即自招集訓令」という。）第4条第1項の規定により、担当方面総監等（同項に規定する担当方面総監等をい

う。次号において同じ。) に対し、防衛招集命令等（自衛隊法第75条の4第1項各号に規定する防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令をいう。第3号において同じ。) の実施を命ずるに当たり、即自招集訓令第4条第1項に規定する「その他防衛招集等に必要な事項」として、令第102条の5第4項ただし書に規定する「異議」の確認の実施を併せて命ずる。

- (2) 担当方面総監等は、即自招集訓令第5条第1項の規定により招集すべき即応予備自衛官を決定するに当たり、事前に担当地方協力本部長（即自招集訓令第2条第5号に規定する担当地方協力本部長をいう。以下この項において同じ。）をして、即応予備自衛官に対し、電話等により、防衛招集命令書等（自衛隊法第75条の4第1項各号に規定する防衛招集命令書、国民保護等招集命令書、治安招集命令書及び災害等招集命令書をいう。第4号において同じ。）の交付の5日後より前に出頭することについての異議を確認させる。
- (3) 担当方面総監（即自招集訓令第2条第6号に規定する担当方面総監をいう。）は、即自招集訓令第6条の規定により、担当地方協力本部長に対し、防衛招集命令等の実施を命ずるに当たり、同条に規定する「その他必要な事項」として、異議の確認の実施を併せて命ずる。
- (4) 第2号により異議がない旨を回答した即応予備自衛官については、担当地方協力本部長は、当該即応予備自衛官が出頭することができる日時を確認した上で、即自招集訓令第7条第1項の規定により当該日時を出頭日時とする防衛招集命令書等を交付する（この場合の交付は担当地方協力本部長の命を受けた隊員からの手渡しによることとし、当該防衛招集命令書等の「出頭日時」の欄は交付する際に、当該隊員が記入する。）。

3 共通

予備自衛官及び即応予備自衛官に、令第91条第3項ただし書及び第102条の5第4項ただし書に規定する「異議」がないことについては、令第92条第2項及び第102条の5第5項に規定する受領証を隊員に返却させることにより担保する。

防衛招集命令書等（自衛隊法第70条第1項各号に規定する防衛招集命令書、国民保護等招集命令書及び災害招集命令書並びに同法第75条の4第1項各号に規定する防衛招集命令書、国民保護等招集命令書、治安招集命令書及び災害等招集命令書をいう。以下この項において同じ。）を郵送等により交付する場合には、招集される予備自衛官又は即応予備自衛官の出頭することができる日時について、地方協力本部において正確に把握することが困難であると考えられることから、令第91条第3項ただし書及び第102条の5

第4項ただし書に規定する「異議」の確認は行わず、防衛招集命令書等の交付の日から5日後（予備自衛官の防衛招集命令書にあつては10日後）以降の日時を出頭すべき日時とする。